

再評価一括審議案件資料

１． 輪島港^{わじまざき}輪島崎地区避難港整備事業

令和８年１０月

国土交通省 北陸地方整備局

令和8年度 第2回北陸地方整備局事業評価監視委員会 一括審議案件一覧

事業 区分	事業名 (事務所名)	実施箇所	事業期間等	前回評価	全体事業費 (億円)	事業全体 B/C	都道府県・政令市等の意見	対応方針 (原案)	備考
港湾	輪島港輪島崎地区避難港整備 事業 (金沢港湾・空港整備事務所)	イシカワケン ワジマシ 石川県輪島市	昭和53年度 ～ 令和16年度	令和3年度	約429	4.2	【石川県知事からの意見】 輪島港が位置する能登半島は、日本海特有の冬季風浪による影響を強く受ける場所であり、荒天時に航行船舶が安全に避泊できる水域の確保が求められていることから、防波堤を整備する当事業は必要不可欠な事業である。 また、防波堤整備によりマリンタウン岸壁の安全な船舶係留につながることから、当事業はクルーズ船等の誘致、ひいては交流機会の拡大による地域振興にもつながる重要な事業である。 このため、引き続き事業を継続するとともに、コスト縮減に努めつつ、着実に整備を進め、早期完成を図っていきたい。	事業継続	

事業概要（輪島港輪島崎地区避難港整備事業）

（１）目的

- ・ 輪島港沖で防風や波浪により小型船が危険にさらされた時、安全に避泊できる水域の確保を行うため、防波堤を整備するものである。

（２）事業概要

整備施設：第4防波堤（1,210m, 平成22年度に完成）
第6防波堤（450m, 整備中）
全体事業費：（前回）約417億円 （今回）約429億円

（３）事業の進捗状況

令和8年度末

施設名	事業期間(年度)	数量
第4防波堤	S53～H22	1,210m
第6防波堤	H21～R16	450m

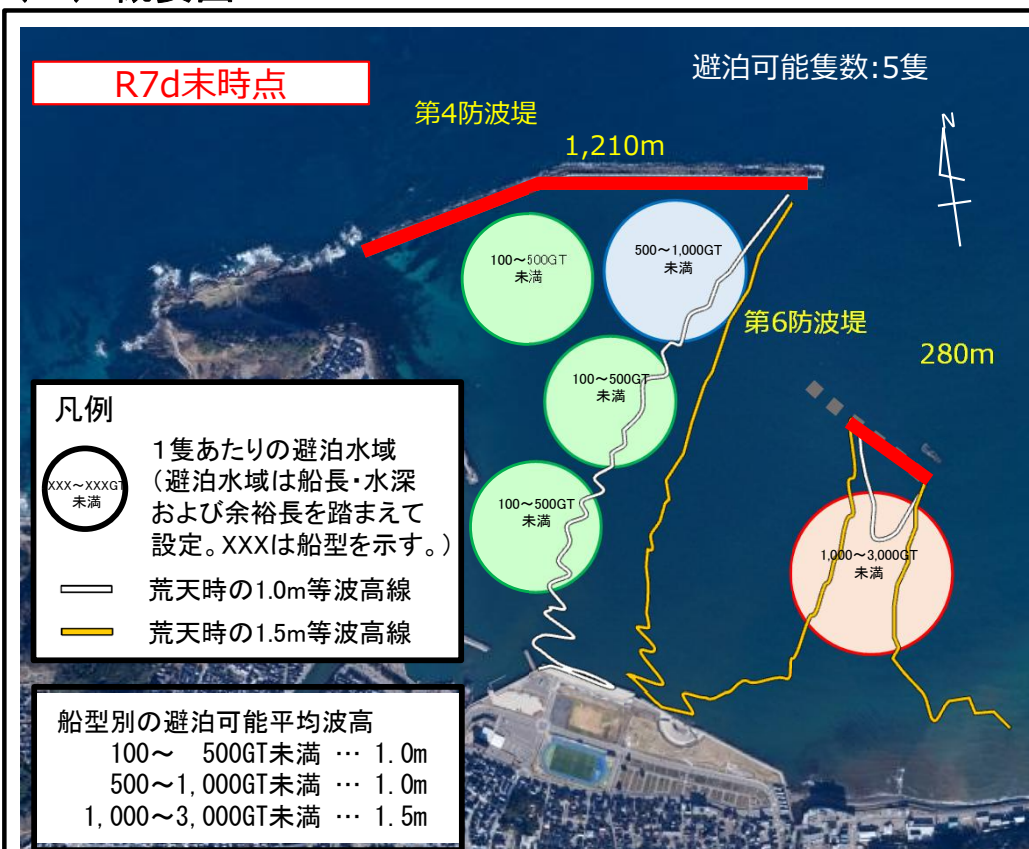
（４）前回事業評価からの変更点

- ・ 地震による事業休止期間及び作業ヤードが確保できるまでの事業進捗の遅れにより5年事業期間を延伸。
- ・ 前回再評価以降の物価上昇（労務単価・資機材単価、船舶使用料）により、事業費約12億円の増額。

（５）事業の進捗見込み

- ・ 第6防波堤は280m整備済みで5隻分の避泊水域を確保しており、7隻分の確保に向けた整備を実施

（６）概要図



第6防波堤の様子（R4d）



避泊している様子

事業の投資効果・対応方針（輪島港輪島崎地区避難港整備事業）

（７）事業の効果

- ・ 静穏性の確保により、漁船等の係留、航行の安全性が向上する。

（８）事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ・ 令和６年能登半島地震により直轄作業ヤードが被災を受け使用不可となる。
- ・ 災害復旧工事での資材置場等により、輪島港周辺でブロック製作ヤードが確保できず、事業進捗遅延の見込み。

（９）事業の投資効率性

	事業全体	残事業
総便益B	約5,554.4億円	約985.9億円
総費用C	約1338.3億円	約41.1億円
B／C	4.2	24.0

※令和３年度事業評価から引用

（１０）主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善の視点

- ・ 施工計画の見直し等の検討を行い、一層の建設コスト縮減を図っていく。

（１１）対応方針（原案）

- ・ 事業継続とする。
- ・ 現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも、引き続き事業を継続することが妥当であるとする。

（感度分析）

	事業全体 (B/C)	残事業 (B/C)
需要 (-10%～+10%)	3.9～4.4	21.6～26.4
建設費 (+10%～-10%)	4.1～4.2	21.8～26.6
建設期間 (+10%～-10%)	4.1～4.1	23.1～24.8

費用対効果分析実施判定票

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年 度： 令和8年度

事 業 名： 輪島港輪島崎地区避難港整備事業

担当課： 港湾計画課

担当課長名： 清水 利浩

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない	☒
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	地元情勢等の変化がない	☒
内的要因＜費用便益分析関係＞ ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B／Cの算定方法に変更がない]	「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」が令和6年6月に改定されたものの、B／Cの算定方法に変更がない。	☒
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	各需要量に変化がない	☒
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増額が10%以内	☒
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の延伸が10%以内	☒
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時(新規事業採択評価)は感度分析を実施していない。	☒
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回評価で費用対効果分析を実施している	☒
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		